



みみづく

復興・市民活動情報誌

第22号

特 集

- | | |
|---------|--|
| 2 ~ 5 | 何が問題?どう変わる? 障害者自立支援法 |
| 6 ~ 7 | 市民メディア革命の予感⑤
実話が人を動かす |
| 8 ~ 9 | 進めがね・虫めがね
・2007年問題と公共の形成
・ホワイトバンドは何を伝えたか |
| 10 ~ 11 | ラオス通信④ |
| 12 ~ 13 | NPOと稱制「認定NPO法人制度の要件解説」 |
| 14 | NPO合同オフィス入居団体紹介 |
| 15 | みみづく舎だより |
| 16 | KEC事務局カレンダー
ご入会・ご寄付等お礼 |

特定非営利活動法人 市民活動センター神戸 Kobe Empowerment Center(KEC)
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋葉ビル TEL:(078)367-3336 FAX:367-3337
E-mail kiroku@kobekec.net URL http://www.kobekec.net

「制限速度60キロのところを67~68キロで走っていたようなもので…」。社長があつたらかんと言つてのけて、あぜんとさせた東横インの不正偽装問題。マスコミなどの酷評におのいたのか、以後はうつて変わって「社会貢献に生涯を捧げます」などと殊勝な態度だ。しかしその一方で、法令違反のままのホテルを三宮に新規開業するチグハグぶりで、記者会見などの態度が本心からかどりか、実に怪しい。その上、知人が東横インに障害者の雇用状況を問い合わせたところ、数時間経た後の回答が「分かりません」。今後はともかく、これまでCSIR（社会的責任）など、「吹き風」という体质の企業であったことは断言できよう。

しかし、今回の問題発覚での東横インの利用者が急減した、という話が一向に伝わってこない。それどころか、今回の問題報道で「駅から至近」「朝食無料」「全室でインターネット」などの同ホテルの売りが周知され、かえつて宣伝になつた可能性さえ指摘されている。

「制限速度60キロのところを67~68キロで走っていたようなもので…」。社長があつたらかんと言つてのけて、あぜんとさせた東横インの不正偽装問題。マスコミなどの酷評におのいたのか、以後はうつて変わって「社会貢献に生涯を捧げます」などと殊勝な態度だ。しかしその一方で、法令違反のままのホテルを三宮に新規開業するチグハグぶりで、記者会見などの態度が本心からかどりか、実に怪しい。その上、知人が東横インに障害者の雇用状況を問い合わせたところ、数時間経た後の回答が「分かりません」。今後はともかく、これまでCSIR（社会的責任）など、「吹き風」という体质の企業であったことは断言できよう。

なぜ、「J」のようなことが起つてしまつたのか。それは、「J」のホテルを利用する人々は、ホテルのCSR達成状況よりも、安さや便利さを重視しているからだ。利用者の「J」した姿勢が変わらないまま、東横インだけを責めても、事態の改善には至らないだろう。

政策提言は 行政と市民に向けて

Social Responsibilityの頭文字だが、それはConsumer（なにかCitizen）

大阪ボランティア協会・事務局長
市民活動センター神戸理事

早瀬 昇

何が問題?
どう変わる?

障害者自立支援法

障害者自立支援法が06年4月1日から施行されました。障害者福祉の枠組みを大きく変えることになるこの新しい制度に当事者、施設関係者からは不安や疑問の声が上がっています。しかし、これは当事者だけの問題なのでしょうか?私たち社会全体の問題として考えなければならぬ点も大いにあると思われます。何がどう変わり、何が問題なのか。考えてみたいと思います。

◆障害者福祉の歴史

日本の障害者福祉の歴史は試行錯誤を繰り返してきました。

障害者の施設が初めて明文化されたのは46年、生活保護法における救護施設という形でした。

その後、49年には傷痍軍人対策

を主として身体障害者福祉法が成立します。身体障害の法整備

が進む一方、知的障害の進展はなかなかみられず、60年に精神

薄弱者福祉法(現在の知的障害者福祉法)が成立するまで生活

保護法の枠組みの中で対応されていました。

精神障害については、49年に精神衛生法が成立しますが、これは医療を中心とした施策でし

た。医療から福祉への転換が図られたのは95年の精神保健福祉

法が成立してからのことです。

このように、日本の障害者福祉に関する法の整備は身体、知的、精神の三障害が別々に進められ、統合的な施策ができないという課題を抱えていました。

障害者施策の基本方針などが規定されるのは、70年に議員立法として成立した心身障害者対策基本法においてです。その後、93年には現在の障害者基本法として改正されます。ここで初めて障害者の施策を総合的、計画的に推進するため、「障害者基本計画」という10年計画が策定さ

れるようになりました。

障害者自立支援法は4月から施行されましたが、その運用に

◆障害者自立支援法とは

ついては今後も議論が重ねられることになります。

議論の過程では、なかなか、法の実態が見てこないという声も聞かれます。たしかに、法案の中身は新たな施設や事業の体系、

各事業の名称や給付の基本にとどまつており、「サービスの利用料はいくらになるのか」「通所授

産施設はどうなるのか」「そもそも一体何がどうかわるのか」といつた詳細はなかなか見えてこず、不安や疑問が当事者、施設関係者などからでています。

○新たな負担の仕組み、 定率負担(心益負担)○

ついては改革の「グランドデザイン案」を具体化したものです。

障害者自立支援法によって大きく変わるもののは次のようなものです。

支援費制度(*),措置制度の利用者負担金は所得に応じて払う「応能負担」制度となっていました。しかし、新しい制度では、利用した量、金額の定率1割を払う仕組み(心益負担)となっています。この他、新しく食費の実費負担、施設使用料負担なども導入されることとなり、利用者の大幅な負担増は必至です。

○障害種別の

利用枠の制限緩和○

現行の制度では、すべての施設・事業の名称に「知的障害者通所授産施設」といったように障害の種別名が付いています。それによって、障害種別によって利用が制限されています。

しかし、自立支援法案では、障害種別の区別がありません。つまり、障害種別による利用枠の制限がなくなります。このことにより、支援費制度に組み込まれていなかつた精神障害者福祉、障害児施設制度も一元化されることがあります。

○通所施設などの

置主体が規制緩和○

現行では、「施設」と「グループホーム」は第一種社会福祉事業(*)で、最低基準をクリアしている社会福祉法人でなければ設置、運営できません。ある一定の基準を確保することと、最低基準とは言え「公的責任」という水準を保つ役割を果たしていた部分もありました。新しい制度では、「入所施設」「施設人所支援」と名称変更)以外の「通所施設」やグ

ループホーム」などはすべて第二種社会福祉事業として位置付けられているので、社会福祉法人以外も設置、運営できるようになります。

○すべての施策は 市町村単位に○

現在、「精神障害者社会復帰施設」など都道府県単位の施策があります。地域の「相談支援事業」も障害者プランで示された圏域単位で行われています。これが新しい制度では全て市町村単位で提供されることになります。

「施設」「居宅サービス」の名称も機能が大きく変わります。支援費制度は「施設支援事業」と「居宅支援事業」の二体系ですが、「介護給付」られています。「相談支援事業」「地域活動支援センター」などが市町村単位の事業として法定化され、必置事業となります。

○施設・事業の名称・機能再編。 新たな「総合的な自立支援 システム」に○

「施設」「居宅サービス」の名称も機能が大きく変わります。支援費制度は「施設支援事業」と「居宅支援事業」の二体系ですが、「介護給付」られています。「相談支援事業」「地域活動支援センター」などが市町村単位の事業として法定化され、必置事業となります。

○障害者の審査基準 ＝「障害者程度区分」○

利用できる事業、給付される金額、そして利用料は、障害の程度ごとに決められます。「心身の状態を総合的に示す」基準は、「障害者がそれぞれの事業を利用す

る必要性がどの程度あるのか」という現行の支援費制度における障害程度区分に該当します。

しかし、支援費制度のようにサービスごとの審査基準、段階区分ではなく、三障害として、全ての事業に共通した一律のものになります。なお、審査、判定のための「市町村および都道府県審査会」も設置されます。

◆障害者自立支援法の意義

障害者自立支援法の意義として次の3点をあげることができます。

まず、第1に、「三障害共通の基盤整備」が進められる点です。先に述べたとおり、これまで障害者に関する法律は、その障害の種別によって個別に整備されていましたが、サービスを統一的に実施することが困難でした。しかし、今回の自立支援法において三障害のサービスが統一的に提供されることによって、これまで支援費制度の対象外となっていた精神障害者の在宅福祉サービスもその対象となります。また、将来的には発達障害や難病も制度の対象とするとされています。法律において、義務的経費として位置付け、国の責任を明確にするということは大変重要な意義と言えます。

合、一括して利用計画を申請し、支給決定される仕組みに変更されます。このプロセスでは、「相談支援事業者」が重要な役割を果たします。なお、相談支援事業は市町村が実施し、利用料は無料となっています。

障害者自立支援法案における、地域生活支援事業は引き続き、裁量的経費となります。が、基礎となる介護給付と訓練等給付については義務的経費(*)として国が2分の1を負担することになります。障害保健福祉施策の財源を義務的な経費とするにつけては、かなり以前から議論されていました。しかし、市町村において障害者施策に関する理解がまだまだ不足しています。

なか、障害者計画の策定を法的義務とすることは難しいといふ判断のもと、その考えは先送りにされてきた、という経過があります。しかし、いまやそのような状況からは一変しつつあります。法律において、義務的経費として位置付け、国の責任を明確にするということは大変重要な意義と言えます。

第3は、都道府県および市町村において、障害福祉サービスに関する計画(障害福祉計画)

の策定が法的義務化されることです。これまで、都道府県では障害者基本法において障害者計画の策定が義務付けられていますが、市町村については努力義務でしかありませんでした。そのため、障害者福祉は行政計画として推進されてきませんでした。障害者施策を保健福祉面で行政計画にきちんと位置付けることは、福祉水準の向上にもつながると考えられます。

◆三位一体改革と 障害者福祉

「聖域なき構造改革」をかかげた小泉政権は01年4月に発足しました。「官から民へ」「国から地方へ」をスローガンに社会保障・教育をはじめとした国民の生活全般に関わる法や制度の見直しがなされています。この国民に「痛み」と「自己責任」を求める改革は国民の生活不安をますます深刻なものにしています。

社会保障、社会福祉の分野では、①国庫負担の削減、②保険主義の徹底、③利用者の負担増、④規制緩和、市場原理の導入が

進められました。年金・医療・介護など関係法・制度は連続的に見直され、その結果、福祉分野における公的責任は後退を余儀なくされているといつても過言ではありません。

同時に、これらの改革が、財政の「構造改革」としての「三位一体改革」と関係していることも注目すべき点です。具体的には、国庫補助負担金の削減・一般財源化や市町村合併、医療福祉事業を自治体から切り離す「地方独立行政法人」法の制定、「構造改革特区」（＊）「指定管理者制度」（＊）を活用した保育・医療・介護などの規制緩和や民間企業参入による業務の民営化・市場化などです。

この間すすめられてきた社会保障・社会福祉の改革は、国・自治体の障害保健福祉の施策を大きく変質させたのと同時に、障害者・家族の生活を良い意味でも、悪い意味でも直撃しました。「自己決定の尊重」「選択の自由」という制度理念のもと04年4月にスタートした支援費制度は、障害の重度化、重複化、高齢化などの問題を抱えた障害者・家族らによって積極的に活用され、これまで家に閉じこも

りがちであった障害者が社会に出る機会が増えたことなどは、評価に値する点です。一方で、措置制度の廃止、契約制度への移行、市場原理の導入などが進められ、サービス利用に対しても抑制がかかっている状況も無きにしもあらずです。社会保障の分野にマーケットメカニズムを導入することについては賛否両論ありますが、全てを初めから否定するものでもないと思います。どのような条件であれば、どの程度導入が可能なのか、十分な議論を経た上で柔軟な対応が求められると思います。

また、介護保険への統合については関係者らの反対によって、09年の介護保険制度の見直しまで先送りにされました。しかし、これは単なる先送りであって、断念ではありません。支援費制度の財源不足は利用者の急増によって生じたとされ、このような現状を打破し、今後も継続的に安定的に制度を運営していくためには介護保険への統合が必要であると提案されています。しかし、この提案については稚拙で安易すぎはしないか、という意見もあります。

社会保障・社会福祉の改革は、社会福祉法第2条に定める事業。利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者保護の必要性が高い第一種（主に入所施設サービス）と、比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い第一種（主に在宅サービス）に分類。3年9月の地方自治法の改正によりスタート。地方自治体が条例の定めを指定して「公の施設」（地方自治法二二四条第一項）の管理を行う。

「構造改革」にもとづいて今後は生活保護や医療制度の分野にまでメスが入れられようとしています。また、消費税の増税を含めた抜本的な税制改革とも連動して改革は進められようとしています。「民営化」「市場化」

「地域生活支援事業」市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施することが求められる事業。コミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センターなど。自立支援法では、地域生活支援事業と介護等給付、訓練等給付がサービスの三本柱と位置づけられている。

「保険化」はあらゆる分野・領域で一層すすめられ、これらの動向に障害者運動がどう対応していくのか、今後注視していくなければなりません。障害者・家族のきびしい生活実態や、切実な願いを無視したような制度にだけはしてはならない、そう願つてやみません。

（大原ゆい）
＊語句説明＊
「支援費制度」
04年度よりスタートしたサービス利用の仕組み。障害者の自己決定を尊重した契約制度。

「裁量的経費」
政策判断によりその水準や内容について柔軟に見直しができる経費。

「義務的経費」
制度的な枠組みを背景として支出水準や内容が決定される経費。人件費、年金・医療など。

「構造改革特区」
構造改革特別区域法（「特区法」）に基づき、区域を限定して規制を緩和し、新しく事業を始めやすくすることで、地域経済の活性化を図る制度。民間事業者等の自発的なアイディアを実現し、民間活力を最大限引き出すことに重点が置かれている。

「第一・第二種社会福祉事業」
社会福祉法第2条に定める事業。利

用者への影響が大きいため、経営安

定を通じた利用者保護の必要性が高

い第一種（主に入所施設サービス）と、

比較的利用者への影響が小さいため、

公的規制の必要性が低い第一種（主

に在宅サービス）に分類。



本年4月より施行された障害者自立支援法について、(特)アップストリーム障がい者支援センター副理事長兼事務局長・松岡孝司さんにお話を伺いました。

(2006年3月1日@市民活動センター神戸1階

カフェスペース)

【プロフィール】 ◆松岡 孝司

(特)アップストリーム障がい者支援センター副理事長兼事務局長。

豊中市で自閉症などの知的障がい者作業所の所長を務め、99年尼崎でアップストリーム作業所、02年NPO法人アップストリームを設立。福祉相談・ピアカウンセリング・介護人派遣・移動送迎支援サービス・リサイクル福祉機器等の販売を手がけ、

「学生無年金障害者訴訟」の支援をしている。日本基督教団・尼崎教員会員。

大切にしている言葉は“声にならない声を聞く～ひとりひとりと出会うために～”。

障害者自立支援法が4月からいよいよ施行されます。今日、サービスを提供する事業者側の報酬単価が発表される予定です。今年度は、報酬単価は前年度より1

%減くらいの決定になりそうだと思います。何とか受け入れられる提示額ですが、実は報酬単価は毎年下がっていて、昨年は前年度比30%減でした。これは、国の制度設計にミスがある、つまりニーズへの見込みが甘いと言わざるを得ません。事業をやつても赤字が出るばかりでは事業所はつぶれてしまい、そのことによって最も迷惑を受けるのは障がい者市民とその家族です。

施行とともに、サービス利用者に定率1割の負担を強いることになりますが、これは利用抑制につながり、介護報酬の引下げは事業者のサービス供給抑制につながります。となると、誰のため、何のための法律なのでしょうか。国は就労支援などを掲げていますが、具体的な計画案は何もありません。單なるデータラメ、言い訳に過ぎないと思えてきます。

また10月以降は総合的な自立支援システムが市町村レベルでの枠組みになり、地方政府の責任が重くなります。これまで国は、移動介護や作業所、デイサービスなどにほとんどノータッチでした。国はこれらの予算を、来年度半年間で200億円（全体で40

0億円）しか見ていません。たとえば尼崎市は人口が46万人で、これは日本の全人口の270分の1に当たります。人口比だけで換算すれば尼崎市には半年で1億5千万円しか配分されませんが、尼崎市の04年度の移動介護事業費だけで年間8億9千万円（居宅支援費の49%）です。この法律はサービスなどを規定する単なる『事業法』でしかないのですが、3年後に介護保険法と統合することを見越して、そのトゲとなる移動介護を外したい考えが表れています。

高齢者については、自分の親や自分がいざれそとなるから人々にまだ問題意識がありますが、障がい者に対する問題意識は薄いでしまう。しかし、自分がいっそうなるとも分からぬはずです。生活弱者を受け入れる覚悟が今の日本にはないのです。国は「自立」と言いながら、政策を基本的に変えようとしない。制度が整備されて障がい者の生活の質は一定程度確保されました。が、human rights（人権意識）は非常に弱くなっています。震災以降の市民意識の高まりを悪用してボランティアを強要するようでは良い国とは言えません。そんな国に翻弄されないためには、地方政府を味方につけて一緒にやつてい

くことが大切です。彼らにはまだ、地域住民の生活を守りたいという意識がありますから。報酬単価のカットばかりで、事業所は絞りきった雑巾のようにカラカラ。しかし、国はさらにそこから榨り取ろうとしています。事業所はもはやちぎれるしかない、という状況です。それを防ぎ、障がい者やその家族の地域生活を後退させないためには、行政の方針が一方的にならないように、利用者・事業者が、地方行政との学習会やラウンドテーブルなどで政策提言をしつかりとやっていく必要があります。ここで、行政の情報をいかに市民につなぐかが事業所の責任です。私達は5月に尼崎市とのラウンドテーブルを行う予定にしていますが、議員にも出席してもらいたいと思っています。行政の発言に責任を持たせるという意味でも議会を巻き込みたい。支援費制度ができてから3年間で、尼崎市内の事業所が行うサービスの質は向上していく、このことは行政も認めています。サービスの質・量ともに維持・向上される仕組みを、協働してつくづいていくと考えています。（談）

* 本内容は、障害者自立支援法施行前に伺ったものです。

連載 5 実話が人を動かす



(株)エフエムわいわい代表取締役社長
ツール・ド・コミュニケーション代表
日比野 純一

人に支持されたのが「レモン」だ。

作品は東京ビデオオフエ
ステイバルのホームページ
ジから視聴でき、作品
に対するコメントも寄
せられている。

「海外からルマさんの作品を拝見させてもらいました。わたしの叔父もブラジルに移住しいところは日本語をうまく書くことができません自分の国籍のこととで考

いたくさんのことを感じ
じていらっしゃるようですね。
作品を通じてとても伝わってきました」

自分の国籍のことで考
え悩むことがやはりあ
るようです。ルマさん

「海外からルマさんの作品を拝見させてもらいました。わたしの叔父もブラジルに移住しいところは日本語をうま

いたくさんのことを感じていらっしゃるようですね。作品を通じてとても伝わってきました」

「実話を伝えることが人を動かすパワーを生む」

とかができる、人を動かすこと
ができるパワーを持つていて
というのが、こういう「話」
ではないかと思います。

A black and white photograph showing a person from behind, wearing a large over-the-ear headset. They are seated at a desk with a computer monitor displaying a video call interface. The screen shows a woman with dark hair and a name tag. The monitor is positioned next to a keyboard and a mouse. In the background, there are shelves filled with various items, suggesting a home office or studio environment.

映像編集中の松原ルマちゃん

連載の第1回で「多様な文化背景を持つ子どもたちによる表現活動」について少しだけ紹介をした。「在日ブラジル人の高校生が、閉鎖的な日本社会を変えようと、自らの思いを1本のビデオ作品に仕上げ、それが社会に広がっていた取り組みは、これから社会を席巻するであろう『市民メディア革命』を私に予感させた」と結びのことばを綴つているが、なんと予感が実

在日ブラジル人の松原ルマちゃん
ん（高校1年生）のドキュメンタリー映像「レモン」が第28回
東京ビデオフェスティバル「TVF2006」でピープル賞に
選ばれた。ピープル賞は、世界
35の国と地域から応募のあつた
投票で決まる。もっとも多くの
30本が選ばれ、その中から一般
投票で決まる。もつとも多くの

たちが制作した作品をみた人はなぜか自分のストーリーを話しへ始め、同じ四つ角に物語が重なっていくような感じになる。価値観を人から人に伝えることで、豊かなコミュニケーション空間

」のコメントのように、「レモン」をはじめ多文化な子ども

「レモン」が多くの人の共感を与えた今回の出来事で、私は思い出かけていた友人の言葉を思い出した。彼は私にインターねつトの世界の扉を拓いてくれた人で、このメッセージは7年前に彼が神戸に来たときに残してくれたものだ。

例えば FMれいわいをや
んとかインターネットで流し
てあげようという気持ちになつ
たのも、NHKのドキュメン
タリーを見たからだつたと思
います。その中でいろんな人
が苦労して多言語で情報を流
す運動をやつていたというのを
私はたまたまテレビで見ていて

始め、同じ四つ角に物語が重なっていくような感じになる。価値観を人から人に伝えることで、豊かなコミュニケーション空間

コミュニケーションといふと、思いつくのは、例えば電話とかテレビとかラジオとかいうのがコミュニケーション

インターネットしかできないから、じゃあ、インターネットで流すのを考えてみようということで、電話してEメール

ンではないか、メディアがコミュニケーションケーションではないかと考

ルを送つてそれが実現できた。
これがやつぱり実話の力だと
思います。

実話というのも、私にとつては沖縄育ちという意味で、



ジェームス比嘉さん、スタンフォード大学にて

すけど、私はたまたまブトウやつていうんですけど、沖縄の北部の方なんですが、それは方言で太つてるという意味です。私の曾おじいちゃんが医者だったみたいで、やぶ医者とも言われてるんですけど、いろんな人を助けてそれで裕福になつて比嘉家はみんな太つてるという意味でブトウヤつてなつたんです。

て行かれて山を登つて、「戦争のときは実はこの洞窟に隠れてたんだよ」という話になると。そういう私にとつての実話または民話というのが、自分のアイデンティティーや自分の文化になつていて、やはり社会を考えると、そういう実話というのが伝統になつて民話になつて、そうした社会の価値観を代々に残していくという重要な役目を果たしている。

「ど」なのか、「切々」なのか、「樂しく」なのか、「おもしろおかしく」なのか。「伝える」という動詞の頭につく副詞こそが、市民メディアに携わるものにとつての次の課題だと私は強く感じている。

9月8～10日の3日間、横浜で開かれる第4回市民メディア全国交流集会のテーマは「市民メディアは社会をつなぐ」に決まった。その趣旨が次のように記されている。

と聞かれます。比嘉つて答え
ても分かりません。でもブト
ウヤつて言うと、「うちの家
は、ブトウヤのあんたのおじ
いちゃんの家の二つ向こうの
角を右に曲がつて四つくらい
ですよ」という会話になる。

されていることは「実話の積み上げ」に他ならない。でも、それにはもう一つ、「いかに」というエッセンスがないと人々の共感を得られないのではないか。だろうか。

これから、「市民メディア」が
るべき方向性を探りたいと思
います。

〈参考〉

東京ビデオフェスティバルの「レモン」視聴ページ
<http://tvf2006.jp/movie/index.php?itemid=14>

多様な文化背景を持つ子ども達による映像作品の視聴ページ
<http://www.tcc117.org/rec/gallery/>



日比野 純一

水産大学校で学んだ後、新聞記者に。
退職直後の1995年2月、阪神・淡路大震災の救援ボランティアとして神戸に向かい、被災外国人の支援活動に従事。1996年1月、多言語コミュニティ放送局「FMわいわい」の立ち上げに参画。以降、多文化共生のまちづくりの日々である。KEC正会員。

■だれにとつての「問題」なのか

07年問題とは、47～49年生まれの「団塊の世代」が定年退職を迎える来年から始まるさまざまな現象のことをさすそうです。

神戸市を例として人口データをみてみましょう。00年国勢調査によると、市内に住む団塊世代を含む46～50年生まれの就業者は9万45人で、これより年長の41～45年生まれの就業者（7万454人）より28%多く、またこれより年少の51～55年生まれの就業者（7万4千869人）より20%多くなっています。

このように、団塊世代の就業者が、その前後の世代と比較して2～3割多いことは確かですが、「これを「問題」とするほどのものかどうかは微妙な判断と思えます。また、この数字通りに退職者が急増するわけでもありません。改正された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（06年4月施行）では、65歳未満の定年を定めている事業主は、定年引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの措置を講じることが義務づけられていることから、一度に大量の退職者が発生するわけでもなさそうです。

それでは07年問題の何が「問題」なのでしょうか。

次のような論議が大勢を占めます。「長年企業において大型汎用機などの基幹系システムを開発・保守してきたベテランが引退してしまい、今まで培ってきた

2007年問題と 公共の形成

KEC副理事長 森田 博一



このコーナーでは、そんな「遠いけどホントは近いこと」「小さいけどホントは大きいこと」をみつめてみます。

■団塊世代の罪と期待

寺島実郎氏もまた団塊世代のお一人ですが、この世代を批判的に「経済主義（拝金主義）」と「私生活主義」として特徴づけておられます（「世界」05年12月号所収「団塊の世代の正念場」）。そして「団塊の世代が、地域社会の文化・教育・福祉から地球環境まで、もう一度眼を向け直して、自らの関心と適性を判断して、何らかの形で公共という分野で汗を流す方向に向かうならば、高齢化社会は暗い展望に引き込まれる必要はない。（中略）団塊の世代の最期の転機における覚悟が問われている」とあります。

つまり、07年問題とは、決してひとり企業経営に関わる問題ではなく、すべて今後の市民社会に関わる問題だといえます。産業戦士として経済主義に埋没してきた人びとが、企業から退出することが問題なのではなく、新たな社会形成へへの寄与――「公共という分野で汗を流す」ことへに参入していくことが期待されます。

たとえば、他者との関係を競争関係で理解しようとしないか、みんなで行動する時の原理を上下関係や命令・服从関係として考えていいのかを見分けようとしていいのか……。また、公共の形成に向けてはさまざまな考え方ややり方があるのに、自分の考え方や法だけを「正義」として信じていなか……。

このように考えると、07年問題は、「企業からの退出」イコール「公共分野への参入」として素朴に期待できるものではないようです。

公共を形成していくためには、それに関わる一人ひとりが、高い社会理念を持つだけでなく、自己に対する深い洞察のもとに柔軟な視点で他者と関わるなど、市民社会にふさわしい価値観と行動原理を培うことが必要なのはないのでしょうか。

そしてこれは、団塊世代だけの問題ではないことはいうまでもありません。

ただ、このように期待される中高齢者の公共分野への参入には、懸念される点もあります。自分の時間や家族を犠牲にし、経済的に勝ち残るために働き続けた産業人として培つてきたであろう価値観や行動原理を、「公共の形成」に持ち込んでほしくないのであります。

■公共の形成のために

■ホワイトバンドって何？

「いま世界では3秒にひとり、子どもが貧困から死んでいます。1日だと3万人。1日1ドル以下の生活をしている人は12億人、きれいな水を飲めない人は10億人以上、読み書きのできない大人は8億6千万人、これまでエイズで死んだ人は2千万人」（「ほつとけない世界のまずしさキャンペーン」HPより）

：世界的に貧富の格差が拡大しているといわれています。00年のミレニアムサミットの際、15年までにこの地球上の極限的な貧困を根絶しようと世界の首脳が「ミレニアム開発目標」（MDGs）を約束しました。15年まで残り10年です。しかし、いまこの目標達成が危ぶまれています。この危機感から、貧困のことをもつと知つて、貧困をなくすことをめざすぞ、という意思を「ホワイトバンド」を身につけて表明する「ほつとけない世界の貧しさキャンペーン」が05年夏、世界中で広まりました。

ホワイトバンドはレコード店や全国の主要書店、雑貨屋さんなど町中の人気のある有名人が付けていたことなどもあって、販売からあつという間に広がり、品切れになるところも続出しました。

しかし、ホワイトバンドを付けてい

る人は12億人、きれいな水を飲めない

人は10億人以上、読み書きのできない大人は8億6千万人、これまでエイズで死んだ人は2千万人」（「ほつとけない世界のまずしさキャンペーン」HPより）

た人たちの中のどれだけの人が、そのキャンペーンの本当の意味を知っていたのでしょうか？ 流行に流されていただけの人も多かったのではないでしょか？

みにじる詐欺なのではないのか、とう声も聞かれました。



ホワイトバンドは 何を伝えたか

KEC正会員 大原 ゆい

遠くに見えるできごとが、わたしたちの日常の活動や暮らしに関わっています。身近すぎて見過ごしてしまうようなできごとが、広い世界とつながっています。

■政策へ訴えかけるキャンペーン

寄付・募金とひと言で言つてもそのカタチは実にいろいろあります。多くの人が知つているものといえば、赤い羽根募金、日本赤十字社、あしなが募金などでしょうか。どちらかというと大規模な組織によつて行われる募金活動をイメージする人が多いかもしれません。

しかし、「ホワイトバンド」はこれまで認識されていた募金とは少し違います。募金したお金が直接貧困地域での活動に使われるのではありません。「貧困を断絶しようとする政策を作ろう」という呼びかけであり、貧困への意識の高まりを見せて政策へつなげることを目的としています。

これまでの、募金箱へお金を入れて、そのお金が困っている人の元へ直接届くというカタチではありませんでした。そのことに戸惑う人も、そんなつもりじゃなかつたのに…という人もいました。キャンペーンを実行している団体の資金集めのためだけの運動だつたのではないか、これは募金をした人の想いを踏

■ホワイトバンドが伝えたこと

しかし、一人ひとりが声を上げることによって、小さな声はやがて大きな声になります。たしかに、「政策へ訴えかける」という行動には馴染みがもないかもしれませんし、アドボカシーという形の活動は多くの人が抱く「貧しい国への支援」というイメージからはかけ離れているかもしれません。でもこのホワイトバンドをきっかけに、私たちの声が世界へとつながつていることや、政策へ訴えかけるという方法も社会を変える行動のひとつであることを多くの人が実感として得たのではないかでしょうか。

興味や関心を持つた後、次の一步をどう踏み出すのか、単なるホワイトバンドをブームで終わらせないためにも何をしなくてはならないのか。私たちが改めて考えていかなければならぬことなのかもしれません。

市民一人ひとりの小さな活動でも、社会を変えることにつながっていく。そんな小さなことが世界の平和につながっている。そんな想いを持ち続けていたいのですね。

中田 豊一の

ラオス通信

第4回 ラオスの「つくられた貧困」

—昨年2月からJICAの長期専門家としてラオスに家族ともども在住し、今年2月に帰国したKEC前理事長・中田豊一が伝えるラオスレポートの第4回です。

アジア開発銀行（ADB）がラオスで行った貧困に関する調査報告書（正式な名称は、「参加型貧困調査」）の最終ドラフトと完成版の両方が手元にある。完成版は01年の刊行、ドラフトは、前年に簡易印刷版で関係者間に回ったものだ。よく見比べると、最も重要な部分に決定的な変更があるのがわかる。巻頭の要約中の「結論と提言」部分の最初の文章、ラオスにおける貧困を総括した文章においてある（原文は英語）。

ドラフトでは、以下のようにある。

(a) 新しい貧困
ラオスにおける貧困とは「新しい貧困」とは、貧困を経済発展の欠如として定義することへ



村人らが飲んでいるのは自家製のどぶろく。
左から2人目が筆者。

の固執により、さかのぼつて作り上げられたと思われる。ところが、完成版では棒線部が次のように変わっている。

(a) 新しい貧困
ラオスにおける貧困とは「新しい貧困」であり、風土病のよ

りの状態を数字的に捉えて、ラオスに貧困国のレッテルを無理に貼り付けようとする動きを痛烈に批判しているものだ。ところが、完成版では、そこが削除され、そのような動きを何となく受け入れたまゝになっていたように見える。

当時を知る人によると、この結論に依頼したADBの側は、この結論にかなり当惑したらしい。ADBが貧困削減に向けての国際的な政策を作成するための基礎とするために調査を行ったのに、その結論が、ラオスを国際的な貧困のスタンダードで捉えるのは間違っていると言っている。しかも、調査を行ったのに、その結論が、ラオスを国際的な貧困のスタンダードで捉えるのは間違っていると言っている。しかし、検閲前版と検閲後版がここまで露骨に食い違つたものが、こういう形で出回ることはあまりないのでなかろうか。

ちなみに、その後、ラオスでは、「市場経済化の推進による貧困削減」が最大の国家目標と

して掲げられ、現在では、開発政策も援助もすべてその線に沿つて進められているのである。

かくいう私も、そういう事情を多少は察しながらも、今回は家族でラオスに住みたかったので、その尻馬に乗った形でラオスに来させてもらったわけだ。

案の定、こちらで会うほとんど援助関係者は、この国の平和さとある意味での豊かさを絶賛しており、「それらが失われないようゆつくりと変わつていけばいい」と考えていた。2年間を過ごした今、私はますますその感を強くしている。数字的にこれほど貧しく、実際はこんなに豊かな国がまだ地球上に存在していることが、私にはいまだに信じられないほどだ。

先日、KECの実吉さん、今

田さん、諫訪さんのお三方が、わざわざ私の活動村まで訪ねてきて下さった。ナモン村の人々の、のどかで平和な生活と豊かな自然を目の当たりにして、皆さんも同じような思いを抱かれたりしない。

当たり前のことだが、一番大切なのは、ラオスの社会のあり方はラオスの人たちが自分たち

で考え、決めることだ。外部者が考えてやる必要もない。援助もそもそも私たちがこれから日本をどうやって他の国のこと助けられるのか？

ラオスより遙かに大きな分岐点に、日本は今さしかからうとしているようだ。人と人を繋ぐ絆の弱まりを痛感せざるを得ないような出来事の連続に、日本人の心の底には、言い知れぬ不安が募りつつあるように見える。それへの対抗策として、懐古趣味的な愛国心を持ち込もうとしている政治家が増えている。しかし、それ自体が私たちの社会のビジョンのなさの反映に過ぎず、ますます人々の不安を増幅させるだけだということが、なぜわからないのだろうか。



村人らによって家が建てられる様子。ナモン村にて。

入れてくれた、ラオスの人たちへの恩返しだと思う。

NPOと税制 「認定NPOの法人制度の要件緩和！」

4月からNPO支援税制が改正されました。

01年から「NPO法人に寄付をした人・法人に対する課税の軽減」「課税対象の事業にかかる法人税の軽減」を定めた「認定NPO法人制度」が導入されて5年目になりますが、いまだに多くのNPOにとって、極めて遠い存在です。3度の改正によるその効果のほどは？ 今回の主要な改正ポイントを整理していきましょう。

改正のポイントと その評価

今回の改正では、
パブリック・サポート・
テストの一一定の要件
緩和がありました。

社員（正会員）の会
費が一定の条件のも
とで分子に算入でき
るようになり、また
自治体などからの補
助金も計算式に算入
する選択が可能にな
ります。NPOと自
治体などとのパートナ
シップがますます重
要視される社会的背
景に、ようやく制度
が対応したともいえ
るでしょう。パブリッ
ク・サポート・テス
トの要件のわかりに
くさは残りますが、
認定を受けやすくなつ
たことは間違いない大
きな前進です。ま
た同様に、社会情勢
の変化にあわせて、
一般に閲覧の対象と
なる書類について寄
附者・職員の個人情

報保護に配慮がなされた点も評
価できます。

松原明氏（シーザーズ市民活動
を支える制度をつくる会）は、「総
収入の10%程度の寄付のある団
体は要件をクリアする可能性が
高いので、ぜひ認定申請にチャ
レンジしていただきたい」と全
国のNPO法人に呼びかけてい
ます。

残る課題

一 煩雜すぎる手続き

06年2月末現在、NPO法
人の数が全国で2万5千を超
えているのに対して、認定NPO
法人はわずか40法人です（約0・
16%）。その理由は、パブリッ
ク・サポート・テス
トの要件のわかりに
くさは残りますが、
認定を受けやすくなつ
たことは間違いない大
きな前進です。ま
た同様に、社会情勢
の変化にあわせて、
一般に閲覧の対象と
なる書類について寄
附者・職員の個人情

NPOが自立性を保ちつつ、
成長していくためには税制の支
援が欠かせません。特に、NPO
に寄付をする人・法人に対す
る課税の軽減は、市民が自ら支
援したい公益活動を選択し、参
画することを促す効果がありま
す。認定NPO法人制度をより
多くのNPO法人にとって使い
やすい制度にするために、全国
の中間支援組織をはじめ多くの
NPOが支援税制改正の運動を
おこなっています。

NPOの実態にそつた、より
使いやすい税制の実現を目指し、
ともに頑張っていきましょう。
NPOの実態にそつた、より
使いやすい税制の実現を目指し、
ともに頑張っていきましょう。
NPOの実態にそつた、より
使いやすい税制の実現を目指し、
ともに頑張っていきましょう。

なかつたケースがでました。N
PO法人大スバル（アジアの児
童買春阻止を訴える会）は、認
定申請に必要な書類作成にかけ
る人件費を抑え、子どもたちを
守るという本来の活動に力を注
ぐために、あえて再申請をおこ
なわなかつたという趣旨のコメ
ントをしていました。手続きの簡
素化は切実な課題です。

今後の展望と私たちの活動

06年は民法改正などの法案が
通常国会へ提出され、08年には
新しい公益法人制度が施行され
る予定です。現在の公益法人制
度改革はNPO法を対象に含み
ませんが、公益法人について定
める民法34条が改革され、新制
度導入となれば、民法34条の特
別法であるNPO法に大いに影
響があると予想されます。その
ため、06年はNPO支援税制改
正運動にとつても重要な年とな
る見通しです。

兵庫県内をみてみると、80
0超のNPO法人があるにもか
かわらず認定NPO法人数はゼ
ロです。昨年11月15日には自民
党のNPO特別委員会にNPO
初めて認定の再申請をおこなわ
せん。このため、05年3月には、

改正前

改正後

パブリック・サポート・テスト(PST)に関する要件緩和

○社員からの会費は分子に算入しない。

○国・地方公共団体、国際機関からの補助金は計算式に算入しない。

○一者あたりの基準限度額を超える部分の金額は分子に算入しない。

$$\frac{\text{受入寄附金総額等}}{\text{総収入金額等}} \geq \frac{1}{5}$$

(共益的な活動に係る制限の緩和)

社員からの会費は会費収入から一定の条件のもとで共益的な活動と認められる部分を控除した金額を分子に算入する。ただし、分子に算入する受入寄附金総額の金額を限度とする。

(自治体等とのパートナーシップに対する評価)

国・地方公共団体、国際機関からの補助金を、全額を分母に、一定額（分子に算入する受入寄附金総額と同額）を限度に分子に算入することができる。（現行制度との選択）

(特定の法人からの寄附金の基準限度額の緩和)

特定公益増進法人や認定NPO法人からの寄附金は、受入寄附金総額の50%まで分子に算入することができる。

その他、平成15年4月1日から平成18年3月31日の間に申請書が提出された場合、PSTの割合を3分の1以上から、5分の1以上と緩和する特例措置が、平成20年3月31日まで2年間延長されることになりました。

運営組織の適正性要件の緩和

役員、社員のうち親族等（3親等以内の血族と3親等以内の姻族）で構成する最も大きなグループの人数が、それぞれの総数に占める割合が3分の1以下であること。

社員の数が100人以上の法人である場合には、親族等の占める割合に係る要件は適用しない。

閲覧の対象となる書類等の見直し

○事業年度中に20万円以上の寄附をおこなった寄附者の氏名、住所又は事務所の所在地を閲覧の対象とする。

○報酬又は給与を得た役員又は職員の氏名及びその金額に関する事項を閲覧の対象とする。

(寄附者の個人情報保護)

閲覧の対象となる寄附者を役員及び社員並びにこれらの親族等に限定するとともに、寄附者の住所又は事務所の所在地を閲覧事項から除外する。

(職員の個人情報保護)

閲覧の対象となる職員を社員又は役員若しくは社員の親族等である職員に限定するとともに、職員の総数及び給与の支給総額を閲覧事項に加える。

寄附金控除の適用下限額の引き下げ

10,000円

5,000円

個人が特定寄附金を支出する場合は、所得の30%を上限として当該寄附金額から適用下限額を控除した額が所得控除されます。

小規模法人向けに負担緩和の特例措置

新規

小規模法人（実績判定期間内の各事業年度の収入平均が800万円未満の法人）は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、パブリック・サポート・テストに代えて、簡易な計算式での申請を選択できる。

みみずく舎 NPO合同オフィス

入居団体紹介

みみずく舎のオープンから半年を迎えました。

NPO合同オフィスには多様な活動を行う団体が入居されています。

このコーナーでは毎回入居団体の活動を順次紹介していきます。

第1回 「兵庫県学童保育連絡協議会、神戸市学童保育連絡会」

http://www7a.biglobe.ne.jp/~kobe_gkd/

やシングルマザーは、乳児なら保育園に預けられるが、小学校にあがつた後も仕事が終わる夕方まで一人にさせておくのは心配。放課後学童保育で安全に遊べたら。そうした二ースから父兄たちは学童保育を自主的につくつてきたが、必要な助成を得るために、こうした連絡会が署名集めなどの活動をして、国や地方自治体への制度化要求・補助金要求などを続けてきた。毎年、助成が継続されるよ

うに現場での問題を積み上げて担当課に交渉する。
98年、児童福祉法の中に位置づけられたが、少子化に伴う次世代育成支援対策法による児童福祉法の改正に伴い、全児童対策事業の一環の中に入つたため、働く保護者のため、そして質の高い保育の実現のためにつくりあげてきた学童保育活動の成果が、他の児童対策と一緒にされてしまい、ちょっと預かってくれるだけいいといった需要と同列にされ、保育の質が変わつてきている。学校がある日は毎日、長期休みの間は一日中必要なに、一定の時間内だけに補助金が出る制度が新設されとりあえず子どもを見るだけだからと、シルバー人材センターを活用する動きも出てくる。

連絡会のめざす保育の質は、先日みみずく舎を会場に開催された「親子あそび教室・こま」にも端的に見ることができる。こまをはじめて見る子どもからいろいろな技を使える子どもたちまでグループごとに練習しきま検定を受ける。こまが回しをもらえる。うまい子ばかりが

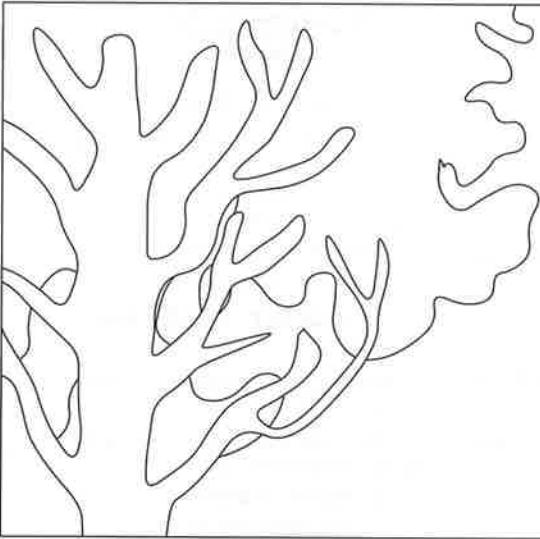
いい思いをする事のないよう、二人組みで合計してちょうど二分間まわせたら高得点というふうにゲームにも工夫がこらされる。こまが回せなくともコツをうまい人が教えてくれる。そうした教えあえる技術や意識のある指導員の教え方を間近に見て学べる場となっている。けんだしやこまといった伝承遊びをしたり、休みにはキャンプに行ったりして、子どもたちを積極的に育て、また活動を通じて、指導員たちの交流や教育ノウハウの共有も同時に進行。

こま教室が終わつた後、指導員や役員が集まり、反省会が行われた。皆が夢になつて遊べた今回の企画は大成功で、是非われた。皆が夢になつて遊べた今回の企画は大成功で、是非われた。皆が夢になつて遊べた。今後も続けていこうと確認された。短時間で全員が今日の感想や問題点を言い、確実に次回の実践につなげていく効率のいい会議の光景に、実践を積み重ねた歴史の重さが垣間見えた。

連絡会は指導員の研修や地位向上も重要な役割として担い、独自に講座も開いている。指導員の立場は資格に裏打ちされおらず、不安定な身分を強いられており、低賃金で長期間続けられるのも難しい。そんな状況下で、父母の労働や子どもの発達を保障するという観点での学童保育の中から見出し共有していく作業が熱心に行われてきたのだ。



（みみずく編集委員 平戸潤也）



みみづく舎 だより

～オープンから現在までの報告～

みみづく舎がオープンして約半年。元町商店街に面していることもあります。NPOや市民活動に関心のある人、求職中の人やウインドー越しに本やフェアトレード商品を見て、何してるところやろ?と入ってくる人、それにもちろんお茶をしに来る人など…。これらの人々に、みみづく舎はいったい何を提供できるのか?われわれは何を求められているのか?

例えば、こんなお客様がいました。これまでずっと企業にいて、もうすぐ定年を迎えるため、これから何かボランティア活動をしたいんやという方。これからこういう要望は増えてくるでしょう。こういった社会の流れを十分に踏まえ、社会的ニーズに対応し、市民活動への気軽な入口としてしっかり機能できるよう努めたいと考えています。

みみづく舎での主な活動報告

- 10~11月 わーすカフェを開催(週1回)。
NPOやコミュニティビジネスなどで活躍している方をゲストとしてお招きし、活動内容や
ライフワーク、自分らしい働き方についてお話を伺いました。

1月17日~3月18日 「震災10年 市民活動の軌跡展」

その他、わーすのセミナーも数回、みみづく舎を利用して行いました。会議室で開かれるセミナーとはまた違った和やかな雰囲気で進みました。

また、外部の団体と共に催でのイベントやフロアをレンタルしてのイベントも試みました。

- 10月20日~23日 「アフリカンアート展」 アフリカ諸国の工芸品を展示
ジンバブエ在住音楽プロモーター 高橋朋子さん
- 11月9日 パキスタン大地震被災地の緊急報告会
(特) 国境なき子どもたち
- 12月11日 「貧困と貿易のつながりは?」
~コーヒー・チェーンゲームを通して~
(特) オックスファムジャパン
- 2月4日 サイエンスカフェ@みみづく舎「素粒子と宇宙」
神戸大学大学院総合人間科学研究科ヒューマン・コミュニティ
創成研究センター主催



みみづく舎内、NPOや市民活動に関する情報やフェアトレード商品、小規模作業所の製作商品など取りそろえ、皆様のお越しを心よりお待ちしております。



カフェのメニュー

- みみづくコーヒー 250円
(フェアトレードの豆を使用、手淹れ)
- 紅茶(ストレート・ミルク) 250円
- オレンジジュース 250円

KEC事務局カレンダー

2005.11.9～2006.2.28



『<<<プロジェクト>>>』

- 11.17 まちづくり広域活動助成プレゼンテーション(実吉・武藤)
- 11.17,12.1,12.15,1.12,2.9 アドバイザー派遣=マザーサポートの会(八十)
- 11.18,12.23,1.13,2.24 アドバイザー派遣=ゆいまる神戸(武藤)
- 11.20,12.18,1.14,2.19 アドバイザー派遣=ひょうごセルフヘルプ支援センター(八十)
- 12.2,1.11,2.28 アドバイザー派遣=西須磨だんらん(武藤)
- 11.30,12.26,1.10,2.8 アドボカシー研究会
- 12.9 フェアトレードワークショップ
- 12.15,2.10,2.16,2.24 KIP団体訪問(実吉・前川典・富永)
- 12.16 みみずく第21号発行**
- 12.20,2.2 アドバイザー派遣プロセス検証会議
- 12.21,1.28 みみずく編集事務局会議
- 12.22 ライブリーア会議
- 12.22,1.10 アドボカシー研究会ヒアリング
- 12.24,2.1 みみずく編集委員会
- 1.17～3.18 「震災10年・市民活動の軌跡展」
- 2.4 サイエンスカフェ神戸
- 2.16～2.17 アドボカシー研究会合宿
- 2.25 「なるにはメッセ」ブース出展

『<<<ネットワーク>>>』

- 11.16,12.9 SBSN運営委員会
- 11.16,12.20,1.31,2.14 NPOコミュニケーション祭

実行委員会(実吉・前川典)

- 11.22,12.21,1.25,2.16 たんば・こうべ交流コンソーシアム会議(実吉・前川大)
- 12.5,1.24,2.21 SBSN理事会
- 12.5 SBSN臨時総会
- 12.5,1.23,2.27 元町ハートミュージアム実行委員会(橋口)
- 12.13 PHD協会とB.B.D.(夕食会)
- 1.6 白いりボン運動街頭募金(橋口・前川典)
- 1.13 日本NPOセンター中長期ビジョン検討委員会(実吉)
- 1.15 御着地区合同慰靈祭(八十)
- 1.17 ばたんの会「1.17詩の朗読とコンサート」(橋口・前川典・富永)
- 1.22 NPO支援センター連絡会議@京都(八十)
- FMわいわい10周年(実吉・大原・前川典)
- 2.3 ひょうごんテック運営委員会(実吉)
- 2.21 わーすコンサル全体会議(実吉)
- 2.23 PHD協会とB.B.L.(昼食会)
- 2.26 第3回NPOコミュニケーション祭(実吉・八十・前川典)

『<<<学び支援>>>』

- 11.10 トライやるウィーク受け入れ
- 11.12 女性のためのCBゼミ@播磨(八十)
- 11.21 JICAイラク人研修生受け入れ
- 11.30 JICAインドネシア人研修生受け入れ
- 1.11 京都府職員視察受け入れ

1.21 ふくおかNPOセンター「市民事業スクール」(実吉)

- 1.26～1.27 岡山県職員研修「行政とNPOとの協働」(実吉・八十)
- 2.4 徳島市市民活力開発センター「NPOマネジメント講座」「NPOカフェ」(実吉)
- 2.18 いせ市民活動センター視察受け入れ
- 2.28 NPO法人化勉強会@明石(実吉)

『<<<みみずく会開連>>>』

- 11.15 サンTV放映
- 12.6 東京ボランティア・市民活動センター取材(八十・前川大)
- 1.14 兵庫県学童保育連絡協議会・神戸市学童保育連絡会主催 親子遊び教室・こま
- 1.25 みなと元町タウン協議会取材(実吉)

『<<<事務局開連>>>』

- 11.15 スタッフ幕谷安紀子退職
- 12.4 「どうなる!障害者自立支援法」(神戸)(八十)
- 12.17 KEC運営会議
- 12.21 忘年会
- 12.29～1.3 お正月休み
- 1.18 KEC理事会
- 2.7 KEC前理事長・中田豊一ラオスより帰国
- 2.21 中田さんを囲む会、KEC臨時総会

団体	個人
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)幸せな家庭環境をつくる会
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)福沢大洋ワーラム
★多言語センターFACIL	★みなと元町タウン協議会
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん

団体	個人
杉小季恩尾崎亮明耕洋潤也哲み子	神戸平崎山原野毛田仁昭太田寿美子
田林村田範範江怜一彦藏子	岡山市田崎山田俊彦
上尼戸山田一昭夫	太田須美子
田川市市原田志孝	藤原秀一彬
市戸山田一彦	東京府後藤才正・路子
市戸山田一彦	埼玉県金原雅彦
市戸山田一彦	京都府藤原雅彦
市戸山田一彦	大阪府藤原雅彦
市戸山田一彦	神戸市(特)幸せな家庭環境をつくる会
市戸山田一彦	神戸市(特)福沢大洋ワーラム
市戸山田一彦	★みなと元町タウン協議会

ご入会・ご継続ありがとうございました!
みなさまからのご期待に応えるべく、一同努力してまいります。
今後ともよろしくお願ひいたします。

会員のみなさま

団体	個人
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)幸せな家庭環境をつくる会
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)福沢大洋ワーラム
★多言語センターFACIL	★みなと元町タウン協議会
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん

団体	個人
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)幸せな家庭環境をつくる会
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)福沢大洋ワーラム
★多言語センターFACIL	★みなと元町タウン協議会
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん

団体	個人
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)幸せな家庭環境をつくる会
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)福沢大洋ワーラム
★多言語センターFACIL	★みなと元町タウン協議会
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん

団体	個人
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)幸せな家庭環境をつくる会
★神戸市(特)男女共同参画ネット尼崎市	★神戸市(特)福沢大洋ワーラム
★多言語センターFACIL	★みなと元町タウン協議会
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん
○(特)兵庫県腎友会セントラル	○(特)福祉ネットワーク西須磨だんらん

購読会員

★(特)しらゆり会
(特)淡路島アミジーサポートセンターあるく

団体	個人
★神奈川県(特)赤目の里山を育てる会	津名郡(特)淡路島アミジーサポートセンターあるく
★神奈川県(特)赤目の里山を育てる会	千葉市(特)赤目の里山を育てる会

編集委員・事務局

★新規 ◎2口
▼学生
2005年12月1日～
2006年3月31日
(敬称略)

注
ウラベノリコ
松本まゆみ
宮崎悦子

『NPOのためのアドボカシー読本』刊行!	
政策提言・アドボカシーについて、身近な成功例からさまざまな手法、「政策の作られ方」までコンパクトにまとめたハンドブック。NPOなら必読!	A5判102頁、税込み500円(+送料)。
お問い合わせ、お申し込みはKEC事務局まで。	